

平成 17 年 9 月 15 日

会員各位

東日本建築教育研究会  
法規小委員会

**「建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集について」**

( [学校の教室の天井高さの基準を見直し案井高 3m 条項廃止](#) ) について (平成 17 年 9 月 15 日)

早速ですが、標記の件に関しまして、国土交通省よりパブリックコメントの募集がなされました。

概要は、「建築基準法施行令の一部を改正する政令案は文科省から学校の教室の天井高さの基準を見直す検討結果の通知により国交省が作成。天井高 3m 条項廃止」です。

以下の関係 URL をご参照の上、

ご一読下さいますよう

宜しくお願い申し上げます。

国土交通省 関係 URL

<http://www.mlit.go.jp/pubcom/05/pubcomt53.html>

( 次ページ以降に概要引用 )

文部科学省 関係 URL

教室等の室内環境の在り方について ( 案 )

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/001/gaiyou/04081901.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/gaiyou/04081901.htm)

以上

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対象条文

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2  前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。</p>	<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2  学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。</p> <p>3  前各項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。</p>